

◎新潟県教育委員会訓令第14号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号）の一部を次の表のように改正し、令和7年11月1日から実施する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
（用語の意義）			（用語の意義）		
第2条 （略）			第2条 （略）		
2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。			2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。		
(1) 学校 新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号） <u>第1条第1項の規定に基づき設置する学校</u> をいう。			(1) 学校 新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号） <u>別表第1に掲げる「高等学校」、別表第2に掲げる「中等教育学校」、別表第3に掲げる「特別支援学校」</u> をいう。		
(2)～(5) （略）			(2)～(5) （略）		
別表第2 （第36条、第36条の2関係）			別表第2 （第36条、第36条の2関係）		
番号	学校の名称	記号	番号	学校の名称	記号
<u>中1</u>	<u>新潟県立柏崎高等学校附属中学校</u>	<u>柏附中</u>			
1 (略)	新潟県立新潟高等学校 (略)	新高 (略)	1 (略)	新潟県立新潟高等学校 (略)	新高 (略)
7	新潟県立新潟北高等学校	新北高	7	新潟県立新潟北高等学校	新北高
<u>7－2</u> (略)	<u>新潟県立碧高等学校</u> (略)	<u>碧高</u> (略)	 (略)	 (略)	 (略)